

情報セキュリティ社会推進協議会 設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、情報セキュリティ社会推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、高度な情報通信技術を用いた製品・サービスの普及があらゆる世代・あらゆる場面・あらゆる活動に拡大していることに鑑み、国民全体の情報セキュリティ及び安全・安心なICT利活用に対する意識向上に向け、国及び地域の産学官民が普及啓発活動に関する情報流通網を構築し、各主体の連携・協力を通じて、安全・安心な社会を構築することを旨とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 国及び地域における情報セキュリティ及び安全・安心なICT利活用に係る教育及び普及啓発活動の実施の促進に関すること。
- (2) 国及び地域における情報セキュリティ及び安全・安心なICT利活用に係る教育及び普及啓発活動に関する情報の共有及び発信に関すること。
- (3) 「情報セキュリティ月間」等官民連携が特に重要な取組の在り方や具体的な推進方法等に係る調査検討に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、総会の承認を受けた企業、団体及び個人とする。

(会員の権利と義務)

第5条 会員は、本会の会員であることを自社・団体等の本会に関連する事業等についての公告、パンフレット、催事等において示すことができる。

2 会員は、本会が実施する広告、広報、催事等においてその名称が掲出されることを承認する。

3 会員は、本会の運営及び活動に対し、会員相互に必要な協力をを行う。

(事業年度)

第6条 本会の活動の事業年度は、通常4月1日から翌年の3月31日までとする。

(年会費)

第7条 本会の会費は、第1事業年度は無料とする。

- 2 第2事業年度以降の会費は総会で決定し、当該事業年度が始まる1か月前までに会員に通知するものとする。特に通知を行わない場合、翌事業年度は無料とする。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 2名

- 2 会長及び副会長は、会員相互の互選により選任する。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長から委任を受けたときは、その職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(総会)

第10条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会を年1回開催するほか、会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- 4 総会は、総会員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 総会に出席できない会員は、総会の議長または他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、当該会員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議長は、会長が務める。
- 7 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 総会は、本会の設立及び解散を議決するほか、次の事項を議決する。
 - ア 本規約の改正
 - イ その他本会の運営に関して重要な事項

(運営委員会)

第11条 本会に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

- 3 運営委員は、会長が会員から指名し、総会の承認を受けるものとする。
- 4 運営委員会の委員長は、運営委員相互の互選により選任する。
- 5 運営委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
- 6 運営委員会は、必要に応じて、書面または電子メールによる開催とすることができる。
- 7 運営委員会は、本会への入退会を承認するほか、本会の運営に関して重要な事項について総会に提案し、及び会長が必要と認めた事項について議決する。

(分科会)

第12条 本会は、本会の事業運営上必要があるときは、運営委員会の議決により分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、それらの目的に対して意欲ある会員の実務責任者等から構成される。
- 3 分科会の主査は、運営委員会が会員の中から指名し、分科会の構成員及び運営に必要な事項については、主査が定めるところによる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 本会の事務局を、当分の間、内閣官房情報セキュリティセンターに置く。

(オブザーバ)

第14条 本会は、別紙に掲げる府省庁の関係課室がオブザーバとして参加する。

(雑則)

第15条 本会は、第3条に定める事業の実施に当たって、特別な予算の措置を必要とする事業を実施しようとする場合には、必要に応じて、当該事業に必要な実費を賛同が得られた会員から徴収することができる。

- 2 前項の実費の徴収は、総会の議決によるものとする。
- 3 本会の開催に係る諸謝金等の支払いは、行わない。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、会長が別に定める。